下線部変更(平成25年12月2日)

	(平成25年12月2日)
現行	変更後
第1条~第18条 (省略)	第1条~第18条 (現行どおり)
(新 設)	第19条 (両建て) お客様の有効証拠金額が1,000円未満で、建玉 を両建てにて保有し、入金および取引の無い状 態が、6ヶ月以上継続した場合、当社が任意に 当該建玉を建玉整理により、強制決済が出来る ものとする。
第 <u>19</u> 条~第 <u>20</u> 条 (省 略)	第 <u>20</u> 条~第 <u>21</u> 条 (現行どおり)
第 <u>21</u> 条(取引の制限等) (省 略) (新 設)	第 <u>22</u> 条 (取引の制限等) (現行どおり) <u>2 取引経験、資産状況に照らして過大な取引</u> <u>と判断した場合は、顧客に連絡のうえ、新規</u> 建玉を制限する場合があります。
第22条~第25条 (省 略)	第 <u>23</u> 条~第 <u>26</u> 条 (現行どおり)
第 <u>26</u> 条(免責事項) (省 略) (1)~(3) (省 略) (4)当社が本規定第15条又は第 <u>21</u> 条の規定に より注文を執行しなかった場合。 (5)~(13) (省 略) 2~5 (省 略)	第 <u>27</u> 条(免責事項) (現行どおり) (1)~(3) (現行どおり) (4)当社が本規定第15条又は第 <u>22</u> 条の規定に より注文を執行しなかった場合。 (5)~(13) (現行どおり) 2~5 (現行どおり)
第27条 (省 略)	第 <u>28</u> 条 (現行どおり)
第28条(期限の利益を喪失した場合における決済) 第27条第1項各号のいずれかの事由が生じた 場合、当社は、事前にお客様に通知することな く、お客様の計算で任意に、お客様の本取引に 係る全ての未決済建玉を決済することができる ものとします。 2~5 (省 略)	第29条(期限の利益を喪失した場合における決済) 第28条第1項各号のいずれかの事由が生じた 場合、当社は、事前にお客様に通知することな く、お客様の計算で任意に、お客様の本取引に 係る全ての未決済建玉を決済することができる ものとします。 2~5 (現行どおり)
第29条 (省略)	第 <u>30</u> 条 (省 略)
第 <u>30</u> 条(解 約)	第 <u>31</u> 条(解 約)

(省 略)

2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第4項第2号に該当した場合、第<u>25</u>条の規定に違反した場合または第<u>27</u>条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。

(1)~(8) (省略)

(9) お客様が、第<u>31</u>条に定める本規定の変更 に同意しない場合。

3~6 (省略)

第31条~第36条 (省略)

附則

本規定は、平成24年12月3日より施行する。

(現行どおり)

2 お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合、第5条第4項第2号に該当した場合、第<u>26</u>条の規定に違反した場合または第<u>28</u>条第1項および第2項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、お客様に解約の通知をすることにより、ただちに本規定を解約できるものとします。

 $(1) \sim (8)$  (現行どおり)

(9) お客様が、第<u>32</u>条に定める本規定の変更 に同意しない場合。

3~6 (現行どおり)

第32条~第37条 (現行どおり)

附則

本規定は、平成25年12月2日より施行する。